

令和7年度「宮崎－韓国 青少年国際交流事業」 実施要領

令和7年5月
宮崎県国際・経済交流課

1 目的

県内の高校生が、地理的に近く、歴史的・文化的にも密接な関係がある韓国との交流等を通じて、伝統・文化などを理解することにより、本県と韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進する。

2 内容

県内の高校生を韓国へ派遣し、韓国との交流や韓国伝統文化体験、文化施設等の視察等を行う。

- (1) 主催 宮崎県
- (2) 後援 駐福岡大韓民国総領事館、宮崎県教育委員会、(公財)宮崎県国際交流協会、
(予定) (公財)宮崎県私学振興会
- (3) 訪問先 大韓民国・ソウル特別市(交流団体：九老青少年センター)
- (4) 参加者 県内の高校生 14名
- (5) 引率者 国際・経済交流課 課長補佐、国際交流担当主幹・主事、国際交流員 計4名
- (6) 訪問期間 令和7年10月24日(金)～10月26日(日) 2泊3日
- (7) 主な活動内容
 - ・ 韓国との交流活動
 - ・ 韓国伝統文化体験
 - ・ 伝統文化施設の視察
 - ・ 韓国事情及び韓国語の学習(事前研修時)
- (8) 全体日程 別紙参照

3 参加者の研修

- (1) 事前研修 令和7年10月4日(土)
内 容：全体説明、韓国事情・韓国語講座 他
実施形態：オンライン
※ 参加者は事前研修に参加することを条件とする。

4 参加者負担金

- (1) 参加費は50,000円とする。
- (2) パスポート取得に係る費用及び自宅から各集合場所までの往復交通費は自己負担とする。
- (3) 参加者は、海外旅行傷害保険に加入することとし、その費用は参加費に含まれる。
- (4) 納入した参加費は、原則として払い戻ししない。
- (5) 日本国内で生じた疾病等に伴う経費は、原則として自己負担とする。

5 参加者募集及び決定

参加者の募集及び決定要領は別に定める。

6 レポートの提出

参加者は帰国後、交流活動・体験レポートを提出する。

7 日程の変更等

気象の変化により航空機の運航が困難となったとき、又は予期せぬ事態が発生して事業の目的達成ができないと認められるときは、日程を変更若しくは中止の措置をとることがある。

なお、この場合、パスポート取得に係る費用は、県において補填しない。その他、参加経費の取り扱いについては、別途措置する。